



## キルギス

生物多様性条約

○

名古屋議定書

○

ITPGRFA

○

### 法制度の状況

- 現状では遺伝資源アクセス法規制等は存在せず、CITES リストにある生物以外は持出可能とのこと。(要確認)

### 入手方法

- 植物遺伝資源については、ロシアバビロフ研との関係が深く（もともとはバビロフ研のブランチ）、バビロフ研を通して入手できる可能性は高い。実際に多くの国と遺伝資源に関する共同研究を行っている。
- 種子の持出については、State Agency for Environmental Protection から許可証を取得すれば可能。

### 対象とする遺伝資源

- 未定

**取組経緯** ※他事業と連携して交渉しているため【 】にて本事業と他事業を区別している

### H29 H29.10 キルギス訪問【本事業】

- 法制度に関する情報収集。

### これまでの成果

#### ■ABS に関連する法制度と運用に関する情報収集

- 現地ヒアリング調査により、キルギスにおける ABS 法制度の現状について情報を得た。

#### ■カウンターパートに関する情報収集

- 現地ヒアリング調査により、共同研究を行う際のカウンターパートについて情報収集した。

### 今後の課題

- わが国の遺伝資源利用者に広く情報提供し、探索等の希望について把握する必要がある。

### カウンターパートに関する所見

#### 植物遺伝資源センター (Plant Genetic Resources Center)

- 農業・食品産業・土地改良省の関連組織であり、植物遺伝資源分野のポリシーについても当センターが検討している可能性が高い。
- 植物遺伝資源センターでは 2,000 点の遺伝資源を保存。1,600 種類は穀物、野菜（キュウリ、トマト、キャベツ、イモ類）、油脂作物（ヒマワリ、ダイズ、アブラナ）、また 400 種は果物。果物が豊富な印象。
- 中国、タジキスタン、カザフスタン、ウクライナ、日本、韓国、モルドバ、チェコと共同研究、もしくは支援を受けている。

### 留意点

- 現時点(平成 30 年 3 月)では特になし。